



ご自由に
お持ちください

声をあげる、立ち上がる市民

自由と人権 通信

NO32 (2023.8.5)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757) liberty&human rights NEWS

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 戦死者たちからのメッセージ P1～3
- ② 「障がい者」について P3～7
- ③ 和地市長は……議会答弁を撤回せよ！ P7～9
- ④ 日本維新の会に強烈な抗議を！ P9～10
- ⑤ 替え歌「真っ赤な秋」 P10



「自由と人権」
ホームページ

戦死者たちからのメッセージ

遥かわが祖国、日本の皆さまへ

私たちは、かつての太平洋戦争中、天皇陛下のため、お国のためにと戦場に駆り出され、戦死していった兵士たちです。

当時はみな二十歳前後の前途あるはずの若者でした。

空に、陸に、海に、いま思い出すのさえ恐ろしい、あの地獄の戦場で、私たちは、武器弾薬はおろか、食料さえもが補給杜絶するなか、郷土の名誉を担って、最後の兵となるまで鬼神も哭く壮絶な戦いをしました。

無謀、不条理な作戦命令のもと、私たちは圧倒的な銃砲火にさらされ、病にあるいは飢餓のなかで斃れていったのです。

トカゲや蛇、サル、昆虫などは勿論、わが身の銃創にわく蛆まで食べつくしての戦いでした。

私たちの骨は、いまなお、南方の島々や、東南アジア、中国大陆、沖縄や硫黄島、そして太平洋の海底に散らばっています。

私たちは、みな祖国本が二度と戦争のない、戦争をしない平和な国であれと祈りながら最期を遂げました。

敗戦後、日本に新憲法が制定され、その非戦の誓いのもと繁栄を続けてきたと聞いています。

これなら私たちは安心して後世を託し、安らかな永遠の眠りに就くことができますものと思っていました。

ところが最近になって、私たちが愛してやまない故郷日本が、再び戦争のできる国になろうとしている気配を感じ、私たちの眠りは破られました。

私たちはあなた方に問いたい。

他国に数千万人の犠牲を強い、私たち兵士二百五十万人、民間の方々を含めれば三百四十万人にのぼる命で買ったはずの教訓を忘れてしまったのでしょうか。

何を血迷っているのか！

再び日本が戦争の道を歩もうとするなら、私たちにとってこれほどの悲しみ、嘆き、怒りはありません。

かつての激戦地に散乱するわが身の骨片を拾い集め、白骨の鬼となって、私たちは愚かな者に向かって決起します。

どうか私たちの愛する後世の人たちよ！私たちの死を無駄にしないで下さい。

そして遥かなる故郷の平和な風景を夢に見ながら、なつかしい父や母、兄弟姉妹、友人たちの面影に暖かく抱かれながら、どうか安らかに眠らせてください。



武田美通「戦死者たちからのメッセージ」

武田美通（たけだよしとう）、そのような造形作家の名をこの作品展で初めて知った。だが、その作品のひとつ、ふたつはどこかで見たような記憶がある。それがどこであったかは思い出せないが、その作品の持つ強烈な印象は残っている。それほどに人の心を揺さぶる作品であった。

今回、知人からの知らせで武田美通の作品展が文京区で開かれていることを知ったのは、その最終日の前日だった。7月25日、文京シビックセンター（1階ギャラリー）に出かけた。

通信冒頭に掲げた「戦死者たちからのメッセージ」一文章は武田美通の手によるものだが、軍国主義日本の無謀な戦で犠牲になった戦死者自身のメッセージと一体のものとして読む者に伝わってくる。それは作品が発する主張と同一である。



「戦死者たちからのメッセー

ジ」をテーマに作られている作品群は、鉄という素材の硬質さを超えて、圧倒的な存在感と主張を見る者に感じさせる。もと新聞記者だけあり、武田の訴えるものは明確である。それは戦争の悲惨さであり、不条理あり、強烈な反戦の志といってよい。

新聞記者をはじめとするジャーナリスト人生を歩むが、60歳を前にして造形作家に転身した。しかし、自衛隊のイラク派兵を機に、「戦死者たちからのメッセージ」をテーマにした作品に取り組み始めた。

文京シビックセンターでの展示には30点以上作品が並べられていた（「戦死者たちからのメッセージ」は30作品だが、このテーマに取り組む前の小作品もいくつか展示されていた）。

常設展示はしていないそうで、通常は恵泉女子学園大学に保管されている。なかなか全作品の展示は見られない。その意味で貴重な展示会であった。

写真撮影も自由、ネットでの公開も自由でとのことだったので、ほぼすべての作品をカメラに収めてきた。当日記録したものを右のQRコードから見られる。



武田美通を紹介するサイトでは動画もアップされている。こちらもぜひご覧いただきたい。



武田美通、憲法改悪と大軍拡による戦争の危機が迫っているいま、もっと注目されてよい造形作家である。



「障がい者」について

何を基準にしているのか知らないが、心身にハンディーを持った人たちに対して、「障がい者」と表記されることが多い。もともとは「害」という字の使用に抵抗感があって、それを避けていたようだが、この頃ではこの表記がスタンダードにすらなっている。いわゆる「民主派」「共生派」を自認する人たちですら（だからこそか？）このように書く。もちろん音だけ聞いてもわからない。どちらも「ショウガイシャ」だから。

しかし、ぼくはあえてこの表記を用いない。昔ながらの「障害者」と書く。

上映実行委員会で

かつてこんなことがあった。今から4年ほど前、「コスタリカの奇跡」という映画の上映会を実行委員会形式でやった。そのチケットやチラシの参加費について「入場料：1000 円／学生・障害者 500 円」と書いて、ぼくは提案した。ところがこれに対する異論が噴出した。「障がい者」にすべ



きだと。異論を唱える人たちは、「障害者」という書き方に違和感を覚えているようだ。その理由は、「害」という漢字に負のイメージがある、また「障害者」という字並びが「障害を与える人」という受け止め方をされる、したがって障害当事者を傷つけることになるから、ということだったように記憶している。

ぼくはこれに納得できなかった。直感的には、本当にそうか？と思った。考え過ぎ、または考えなさすぎなのでは……。「害」がだめなら、「障」だって「さしさわり」があるだろう。

もちろん4年前でも「障がい者」という書き方が一般的ではあった。しかしぼくはそのことにこだわった。「障害」でなく「障がい」と書くことで何が変わるのか。それは、「わたしは障害のある人に配慮しています」という意思表示でしかない、きつい言い方をすれば自己満足でしかないのではないかと思ったのだ。こう書くことで障害者差別が無くなるというのならともかく、むしろ差別を覆い隠すような逆効果さえ生む可能性がある。

いっぽう、障害者自身が自らを「障がい者」と自己認識して、そのように表記する例を、ぼくはあまり知らなかった。障害者本人だから、と言ってしまうとそれまでだが、障害者自身が「障がい者」と書くこの欺瞞性を見抜いているからではないかとさえ、思えたのだ。

この時は、自身が実行委員会の長として責任をとるということで、「障害者」という書き方で押し切ったが、多くの人たちは納得していなかっただろう。

身障手帳取得をめぐる

実行委員会の時は言わなかったが、実はぼく自身障害者である。内部障害（心臓機能障害）1種1級、いわば最重度の障害者である。

初めての心臓手術（2つの人工弁置換とペースメーカー植え込み）の後、MSW（医療社会福祉士）に勧められ、退院後地元の福祉事務所で身体障害者手帳を取得することになった。手帳の取得の是非についても、当初はだいぶ迷った。手帳があれば福祉関係の援助がスムーズに受けやすくなるというものの、障害者であるというレッテルを自らの手で貼り付けるようで、なかなか気がすまなかったのだ。

それでも最終的には手帳の取得に踏み切った。実利的な理由もあるが、障害者手帳を持ったからといって自身に「障害者」というレッテルが実際に付くわけではなく、自分が自分であることは何ら変わらないのだと思い直したからに他ならない。

それほどの抵抗を超えて受け入れた「障害者」という現実、これを簡単に「障がい者」問う言葉で置き換えられたくはないと、今は思う。おそらく、ほかの障害者も大なり小なり同じような思いを経てきているのではないかと想像する。だから障害者自身は「障がい者」という書き方はせず、「障害者」と書く傾向が強いのだろうと。



「障害者」という表記

過去のいつとき、自分でも「障害者」という書き方にこだわったことがある。その時はまさに「障害のある者」というイメージに拘泥した。障害が「ある」、「ない」などという線引きがどこできるのか、そもそも障害のない人間なんているのか、という疑問だった。だから「障がい者」であろうと、「障害者」であろうと、その定義づけ自体が差別なのではないかと考えたのだ。今でもこの疑問に対する答えは見つからない。

駅にエレベーターがあるのは、今では当たり前になっている。しかし今から 40 年ぐらい前にはエレベーターがあるのはまれで、車いすを使っている障害者を中心に、駅へのエレベーター設置要求の運動が各駅などで起きた。車いすの人が駅を利用するとき、通りかがりの人に声をかけ、応じてくれたひと数人がかりで駅の階段を昇降するという、危険ではあるが、それ自体が運動でもある先進的な試みもあった。

それらの運動に関わっている人の間では、「障害者」・「障害」という言葉に対し、次のように受け止める傾向があったように記憶している。すなわち、「体に障害がある人」・「自身の機能欠落」というより、「社会的にハンディ＝障害を与えられている人」・「社会の側の適応不全」という意味合いにウエイトがかかっていた。したがって、階段という「障害」さえ解消できれば、（少なくとも駅では）障害者ではなくなる、という積極的な意味付けがあった。

同じころ、「障害者」という言い方（書き方）に疑問を持った（障害者自身を含む）人たちの間で、「障碍者」という表記も意識的に用いられていた。これも字句の持つ負のイメージの払拭から生じたものかもしれないが、個人的に知る限りでは、上記のような「社会的障害を乗り越える」という意味付けを込めていたように推測できた。



「不当な差別」について

障害者手帳は特定の障害のある者に発行される便宜的なものである。その人の属性を決定するものではない。特定の障害を持っていたりも障害者手帳を持っていない人だっているのだ。まさに戸籍上の性別がその人の性を決定するわけではないと同じように。

身体障害者手帳は身体障害者福祉法第 15 条に、また精神障害者保健福祉手帳は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条定められ（療育手帳は知的障害者福祉法ではなく、厚生省発児第 133 号厚生事務次官通知として各都道府県が発行している）、前述のようにあくまでも便宜的なものだ。いずれも受けられる援助は似たようなものだが、級数や度数によって内容と程度は異なる。まして手帳の所持自体が差別につながるわけではないし、そうあってはならない。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）などという法律があるが、法律ができただけで差別が解消するなどとは思わない方がいい（そもそも「解消」とはなんだ。な

「障がい者」という字句を使うのは、自分が差別者ではないという（根拠のない）なんとなく意思表示派や、みんなが使っているからという「赤信号みんなで……」派が大多数だろう。原理主義

⑥

的「障がい者」使用派はあまり見かけない。だが、映画の実行委員会の時のように、目前に「障害者」使用する人間がいると、途端にそれを否定する側に立ちまわる。それほど確信も覚悟もないにもかかわらず、多数派である安心感と、自分は反差別者であるという（根拠のない）正義感から「障害者」使用を批判しだす。このことは、今では日の丸・君が代受忍派に転じた、かつて多数派だった「日の丸」反対者の様相と似ていなくもない。

「障がい者」という書き方が、むしろ当たり前のようになってしまったこのご時世では、例えば、今使っているパソコンのIME（インプット メソッド エディタ）という日本語入力ソフトにおいてもそれを示す現象がある。「しょうがいしゃ」と入力すると変換候補に必ず「障がい者」と現れる。自分で辞書登録したわけではない（そんなことは、したくもない）。初めから組み込まれているのだ。自分のPC（パソコン）なら使用頻度が高いので、「障害者」が比較的上位に現れるが、他のPCでは下位になっていることが多い。それでもあえて「障害者」を選んでいる。年月日の記入のさい、元号が先付けで記入してあっても、あえてそれを消して西暦表記にするがごとくである。たとえばそれが「社会的な常識」になろうと、「障がい者」などというあいまいな語句表記で、「なんとなく理解者」の仲間に入れてもらいたくはないのだ。

ちなみに、憲法を含めた法律にも「障がい者」という語句はない。すべて「障害者」で統一されている（憲法には「障害者」という語句もない）。「障がい者」表記へのこだわりが本物なら、ここから問題にしないでどーする。



和地市長はチラシ配置拒否事件判決に関する議会答弁を撤回せよ！ 東大和市役所では、違法行使をしても処分されず、謝罪もしないのか？！

和地市長に身を切る覚悟はあるか

6月15日市長答弁に2つの誤りがあることは「裁判ごっこNEWS」1号と2号で伝えた。市長はこのような認識であるから、原告への謝罪はおろか面談すらしないし、違法行為をした職員の処分はもとより任命権者である自身の処分すら意識の片隅にもない。これでは再発防止など望むべくもない。謝罪→処分→公表という一連の流れが、再発防止には不可欠である。

当方が7月6日に提出した要請書（＝請願書）に対する7.28付市長回答が、返答期限を10日近く経って送られてきた。その時点でアウトなのだが、なかみも口先ばかりの「適切な運用に努める」以外、具体的な対策は何もなく、市報への事実経過の掲載も拒んでいる。

市長がまずすべきことは、謝罪・処分・公表であるが、これらすべてに市長が後ろ向きなのは、議会答弁に見られるように、判決に対する誤った受け止めにしがみついているからである。このような市長の認識こそ、まずは糾されねばならない。

そのうえで、行政上の違法行為をはたらいたことへの謝罪と、自らを含めた違法行為を犯した者の処分、そしてこれら事実を包み隠すことなく公表することで、初めて再発防止が図られる。和地市長にこれだけの身を切る覚悟があるか、それでもシラを切り通してことが収まるまでほっかぶり続けるのか。市長自身の器が問われているともいえる。

市議会も問われている

和地市長の対応は上記のとおりだが、市議会も同様に問われている。

市政の適正な運営について常にチェック機能を働かせねばならない市議会議員にとって、本件には与野党の別なく、市当局に対し適正な対応を求めるべき事案である。そのように考え、本件に関し、（面談を拒否してきたひとりの議員を除く）全ての会派、議員に面談を求め、陳情を行った。面談に応じてくれた議員・会派は以下のとおりである。

会派全員が応じてくれたところもあれば、一部議員だけだったところもあり、一概に評価はできないが、それでもこれだけの議員が面談に応じてくれたことは、（そうであってはいけないのだが）珍しい。

議員・会派	面談した議員数（議員名）
立憲国民クラブ	3名（二宮議員・大后議員・石田議員）
高峯議員（日本維新の会）	
やまとみどり	3名（中野議員・床鍋議員・金井議員）
関議員（生活者ネット）	
公明党	2名（佐竹議員・木戸岡議員）
自由民主党新政会	2名（木下議員・森田議員）
自由民主党	2名（蜂須賀議員・押本議員）
日本共産党東大和市議団	3名（尾崎議員・上林議員・早川議員）

面談に応じてくれた議員、会派に属する議員には「裁判ごっこ NEWS」を送っている。その2号を添付したメールに、以下のように書き添えた。

すでにお伝えしました通り、本年5月17日の東京高裁判決で被告東大和市は行政手続法違反、損害賠償責任が認定され、6月1日には確定判決となりました。しかるに、東大和市長の対応ははかばかしいものではありません。先の議会答弁を見る限り、これを軽微なものとして受け止め、責任を回避しようとしていることは明らかです。

「一部敗訴」という発言に見られるとおり、敗訴という自覚すらなく、判決の重大性を認識しているとはとても思えません。このような後ろ向きの認識が、原告に面談し謝罪するという、まず行われなければならないことが履行されていない原因です。

いっぽうで、損害賠償金の支払いのための協力（請求書の提出）を原告に求めてくるという、倒錯した行為を繰り返しています。

行政が違法行為を行ったということを、市長はもっと深刻に受け止めなくてはなりません。

答弁では「この判決を真摯に受け止め、公民館の適切な運営に一層努めてまいります」とは述べていますが、違法行為に対する反省や、被害者への謝罪の言葉は一つもなく、まして再発防止策に関する言及もありません。このようなことでは、今後同様な違法行為が発生することは目に見えています。

真に再発防止に取り組む気があるのならば、違法行為をした者（の管理者である市長）の処分、そして

その事実を市民・職員へ公表することが不可欠です。すなわち、謝罪・処分・公表というプロセスが履行されない限り、行政の正常化は達成されません。

原告から市長に、これまで数度面談を求めてまいりましたがこれに対する反応はなく、市長には面談の意思もないことを確認（7月11日、加藤秘書広報課長に口頭で確認）し、以降こちらから面談を求めることはせず、市長が当方に赴くよう要請いたしました。ここまでこじれてしまったのは、ひとえに市長の責任です。

他市の例（9条排句）や事業者が司法に損害賠償を命じられた事例を見るまでもなく、敗訴した側はまずは謝罪し、しかる後に再発防止策をとというのが常道です。東大和市長はこのような当たり前の対応さえできていない、そのことがまず問題にされなければなりません。

これらのことを「裁判ごっこNEWS2号」に書きましたので、添付します。お時間のある時にでもご覧いただき、今後の市政チェックに役立てていただければ幸いです。

9月には議会がある、ここで各議員、会派がこの件に対しどのように対応するか注目であるし、さらに働きかけを続けるつもりである。万が一これをまともに取り上げないとなれば、議会も一蓮托生ということになるが、結果やいかに。

日本維新の会に強烈な抗議を！

「日本維新の会の馬場伸幸代表は26日、共産党を「日本からなくなったらいい政党だ」と評した自身の発言の撤回を拒否した。」（共同通信）

こんな発言を野放しにしておいてはいけない。共産党に対する排除攻撃は、民主主義の否定であり、あわせて全ての政党、組織、個人の思想と表現に向けられた攻撃ととらえる必要がある。治安維持法の例を見るまでもなく、共産党に対する排除思想は、次はれいわ、その次は社民、立憲と広がっていく。

さらにこの種の発言の危険性は、先の首相秘書官 荒井勝喜氏発言のごとく、性的少数者や少数民族、果ては障害者にまで波及する危険性を持っているということである。ナチスドイツのジェノサイドのように。すなわち、この発言の対象はいつあなた自身に向けられたものとなっても不思議はないということである。

このような発言を見過ごしにするということは、自分

「共産党なくなったらいい」
日本維新の会の馬場伸幸代表は二十六日、共産党を「日本からなくなったらいい政党だ」とした自身の発言の撤回を拒否した。東京都内で記者団に「政治家として信念を持って発言している。謝罪や撤回をする気は全くない」と述べた。共産は強く反発し、重ねて撤回を要求した。他党からは「異常な発言」との声も上がった。

維新・馬場代表が 発言撤回を拒否

馬場氏は公安調査庁が共産を破壊活動防止法に基づく調査対象団体していると指摘。「普通の政党ではない。政府も危険な政党とみている」と強調した。政府は六月、共産について「暴力革命の方針に変更はないものと認識している」との答弁書を閣議決定している。共産の小池晃書記局長は国会内の維新控室を訪ね、抗議文を提出。会見で「政党間の論争と、存在そのものの否定は本質的に異なる。改めて撤回を求める」と訴えた。

【7月27日東京新聞】

自身の首に縄をかけるとことと同じである。共産党であろうとなかろうと、われわれは一市民として、馬場代表発言を聞き流しにせず、わがこととしてこれを徹底的に批判し、全力で撤回を求めなければならない。

いっぽう日本維新の会としては、組織としてけじめをつける必要がある。公党の代表たる者が発言する以上、馬場発言は個人的見解ではすまず、組織としての維新の会自体の責任が問われなければならない。もし代表である馬場氏が、個人的見解のような言い訳をするのであれば、その時点で組織の代表としては失格であると言わねばならない。馬場代表の発言に関しては、公党の責任として日本維新の会がしっかり内部討議し、公的見解を出すべきである。

【替え歌「真っ赤な秋」】

先月、初めて会った方からカンパをいただいた。思いがけないカンパは勿論うれしいものだが、通信を読んでいただけているだけで大感謝である。以前にも何度かカンパを頂戴している。イベントのさいとか、会合の場でとかさまざまであるが、そういえば会計報告さえしていなかったことに気づいた。

【おまけ①：東電編】

真っ赤だな 真っ赤だな
原発会計 真っ赤だな
支出が多くて 真っ赤だな
廃炉や補償 くぐりぬけ
総括原価 方式で
真っ赤な会計 切り抜けている

【おまけ②：国費編】

真っ赤だな 真っ赤だな
国の予算は 真っ赤だな
軍事費倍増で 真っ赤だな
国債発行で くぐりぬけ
それでも足りずに 増税で
庶民の暮らしを 壊してまわる

自由と人権関係の収支については、個人的に事細かに記録していたのだが、ただ赤字が増すばかりで公表しても意味がないと決め込んでいた。しかし、この度の件ですべて公表することにした。

全ての会計はネット上（自由と人権HP）にアップしてあるので、興



味ある方はご覧ください。上の QR コードから読み取れます。

ちなみに 7 月 28 日現在の収支合計は、－100,876 円です。ほとんどが法律相談と紙代・印刷代です。好きでやっているのですから、へんに気にしないでください。カンパをお願いするような筋合いではないし、そんな下心も抱いていません。

と、こんなことを書いていたら替え歌を思いつきました。

【家計編】

真っ赤だな 真っ赤だな
うちの家計は 真赤だな
物価が上がって 真っ赤だな
軍事費だけが 倍増で
税金増えて 福祉へる
世直ししなきゃ 生きてはいけぬ

【自由と人権編】

真っ赤だな 真っ赤だな
収入少なく 真赤だな
支出が多くて 真っ赤だな
戦争あおる 人に向け
真っ赤な怒りの 君と僕
真っ赤な怒りで 呼びかけている

自由と人権 8 月定例会

（原則的に、毎月第 2 土曜日午後）

日時：8 月 12 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場所：東大和市立中央公民館 202 学習室

参加費：無料

※オンライン参加希望者は前日（11 日）までに要連絡



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。